

## わがの里保育園運営規程

### (事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人和江会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 わがの里保育園
- (2) 所在地 北上市下江釣子10地割67番地2

### (施設の目的及び運営方針)

第2条 わがの里保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を保護者に代わって保育することを目的とする。

- 2 当園は、児童福祉法の理念に基づき入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の処遇に万全を期するものとする。
- 3 当園は、北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準条例（平成26年北上市条例第16号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### (利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。以下「2号認定子ども」という。）80人
- (2) 法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子ども（2号認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども45人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども15人

### (提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）  
教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に対し、認定された保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供すること。
- (2) 延長保育  
就労等の理由により、認定された保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合であって、当該教育・保育給付認定子どもに対し、第7条に規定する時間の範囲内において、時間外保育（法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下「延長保育」という。）を提供すること。
- (3) 食事の提供（主食を除く）
- (4) 病児保育事業(体調不良児対応型)

(5) その他保育に係る行事等

(職員の職種、配置人数及び職務の内容)

第5条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、配置人数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長（常勤）1人

園長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長（常勤）1人

副園長は、園長を補佐し、事務及び業務の円滑な運用の確保に努め、園長に事故あるときにはその職務を代理する。

(3) 主任保育士（常勤）2人以内

主任保育士は、副園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 副主任保育士（常勤）3人以内

副主任保育士は、主任保育士を補佐するとともに保護者への支援や他の保育士の指導を行う。

(5) 保育士（常勤換算）15人

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 看護師（常勤換算）1人

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(7) 栄養士（常勤換算）1人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 調理員（常勤換算）2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(9) 事務職員・清掃職員（本部職員兼務及び非常勤）

事務・用務員は、園の事務及び雑務を行う。

(10) 嘱託医（内科、歯科、眼科）（非常勤3人）

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

2 前項に定めるもののほか、員数は、受入児童数、障がい児童数の状況により変動することがある。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで及び16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者を言う。以下「保護者」という。）は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園の延長保育を利用した保護者は、当園に対し、次に定める延長保育に要する費用（以下「延長保育料」という。）を支払うものとする。

(1) 保育標準時間の認定を受けた保護者に係る18時から19時までの延長保育料

1日当たり400円、1月当たり3,500円

(2) 保育短時間の認定を受けた保護者に係る7時から8時30分まで及び16時30分から18時までの延長保育料

1日当たり100円（保育短時間認定と保育標準時間認定の利用者負担額の差額を1月当たりの上限額とする。）

3 当園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に定める費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 保護者が、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める保育の必要な事由に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、北上市及び園児の保護者等に連絡するとともに

に、必要な措置を講じるものとする。

- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

#### (虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

#### (記録の整備)

第14条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準条例第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年10月18日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年12月15日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和2年4月1日から施行する。

##### (特例措置)

- 2 令和元年10月から令和2年3月までの延長保育料の階層（2号認定子どもに限る。）

は、令和元年9月の階層により判定する。

附 則

この規定は、令和2年5月26日から施行し、改正後の規程は令和2年4月1日から適用する。

別 表（第 8 条第 3 号関係）

便宜に要する費用

| 項 目          | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金 額       |
|--------------|-----------------|-----------|
| 2号認定こどもの食材料費 | 食事の提供に要する費用を徴収  | 月額 4,500円 |
| 日本スポーツ振興センター | 災害共済給付契約        | 年額 240円   |
| 学校安全互助会      | 災害共済給付契約        | 年額 150円   |

保護者会から、保護者会費や行事等の費用が随時徴収されます。

この他に費用の徴収が必要な場合は、あらかじめ説明します。

当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。